

競技者規程細則

第1条 この細則は、役員、審判員及び選手に適用するものである。

第2条 金銭または、金銭に等しい報酬を受け、新聞、雑誌その他の印刷物及びラジオ、テレビ等において営利的な宣伝に利用し、または利用されてはならない。また、金銭等の報酬を受けない場合でも連盟の承認が必要である。

第3条 金銭または、金銭に等しき報酬を受け、試合に参加し、または指導することはできない。

第4条 職業野球競技者から指導を受けることは差支えないが、職業野球競技者と一緒に競技または、練習することや催物等にでるときは連盟の承認が必要である。ただし、その指導者が試合でベンチに入ることはできない。

第5条 支部または末端支部及び会員が、その名声を自ら政治的に利用し、または利用されることはいけませんが、連盟発展のために寄与する場合は差支えない。この場合連盟の承認が必要である。

第6条 職業野球競技者で連盟復帰した選手は、次の定めに従い登録することができる。

- 1 一般チームへの登録は2名以内とし、40歳を超えた者は制限外とする。
- 2 少年チームには監督、コーチとして登録できる。

※ この規程細則、競技者規程細則は連盟規程、競技者規程に準ずる効力を

有するものである。

連盟規程、規程細則、競技者規程、競技者規程細則は理事会の議を経て変更することができる。

昭和62年 2月20日制定

平成 6年 2月 9日制定

平成 8年 2月15日制定

平成 9年11月28日制定

平成11年12月 9日制定

平成13年12月 5日制定

平成14年12月 5日制定

平成15年 9月24日制定

※ 現行「競技者規程細則」の6項以降は、「全国大会に係わる要項」に移行する。

全国大会に係わる要領

第1条 全国大会を主管する支部及び全国大会に出場するチームに関する事項を定める。

第2条 この規程において、使用する用語は、連盟規程、連盟規程細則において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 全国大会 天皇賜杯、高松宮賜杯、国体、東日本、西日本、中部日本、東（水戸市長旗）・西選手権大会、少年大会、学童大会をいう。

第3条 全国大会を主管する支部は、次の事項を遵守して運営にあたらなければならない。

- (1) 開閉会式は、同一球場で行う事を原則とする。
- (2) 開会式の挨拶者は連盟会長、都道府県代表者、会場地市町村の代表者、主管支部長とし、特別の事情が生じた場合は、連盟の承認を必要とする。
- (3) 開会式、監督会議（監督主将会議）の席上、祝電、役員を紹介等は一切行わない。
- (4) 監督会議（監督主将会議）には、各会場の責任者、審判員責任者は必ず出席すること。
- (5) 大会開催に関する詳細事項は、理事会が別に定める。

第4条 全国大会にチームを派遣する支部及び代表権を得たチームは、次に定める事項を遵守しなければならない。また、所属支部は遺漏のないようチームに指導しなければならない。

- 2 都道府県支部またはブロックの代表権を得たチームは、所定の参加申込書用紙に記入のうえ、所属支部長（都道府県）に届け出る。
- 3 支部は、期日までに連盟及び開催地実行委員会に提出しなければならないが、会場地の準備に協力し期日より早めに提出するよう努めること。なお、メール提出の場合は参加申込書の支部長印について省略できるものとし、提出にあたっては、連盟規程細則第7条第2項に従うこと。
- 4 宿舍の申し込みにあたっては、所定の用紙により開催地実行委員会に参加申込書と一緒に申し込むこと。
 - (1) 宿舍申込後、指定された宿舍をチームの自由意思によって、変更することは大会運営に支障を及ぼすことになるので、このようなことがないように注意のこと。
 - (2) 変更によって生じた紛争や宿舍側に損失を与えた場合の賠償はチームの責任とする。
 - (3) チーム自身で宿舍を決める場合は、宿舍名、住所、電話番号及び旅程を開催地実行委員会に参加届と一緒に報告のこと。この場合、開催地の計画輸送から除外される。
- 5 大会に持参する代表旗は連盟規程細則第7条第4項の定めによる。
- 6 参加申込書提出後の選手の変更、追加、背番号の変更は認められないので、記載にあたっては細心の注意をすること。ただし国体は別に定める。
- 7 監督会議(監督主将会議)には、ユニフォームを着用し、公認野球規則、競技者必携と筆記用具を持参して必ず出席のこと。欠席の場合は棄

権とみなすこともある。また、会議で説明を受けた事項及び決められた事はチーム全員に徹底させること。

8 健康保険証等これに準ずるものを必ず持参すること。

9 開会式には、参加申込書に記載の全員の参加が望ましいが、勤務等の都合で、参加できない者も試合には出場できる。ただし、その人員が10名以上でなければならない。また、少年部、学童部は、監督・コーチ、参加申込書に記載された選手全員参加のこと。

10 少年部及び学童部は保護者の同意書を参加申込用紙と一緒に連盟に送ること。

11 参加料は、監督会議・監督主将会議で納入すること。

第5条 天皇賜杯大会に前年度優勝チームの推薦出場が認められているが、その構成員が3分の1以上の変更があった場合は、出場資格を失う。

第6条 この要領は、連盟規程、競技者規程及び競技者規程細則に準ずる効力を有する。

第7条 この要領の改廃は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

この要領は、平成15年9月24日より施行する。

平成18年12月6日一部改定

平成21年12月4日一部改定